

○財務省告示第二百十四号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十年七月十七日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年八月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百七十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額 最		イ 払		イ 発		イ 募	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額	方 募 入 決 定 の
額 面 金	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	の
五 万 円	九 七 三 三 万 千 十 兆 七 九 七 四 千 百 万 千 四 八 十 七 百 百 八 十 五 十 億 八 十 億 千 六 千 九 百 六 十 百		額 五 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で 七 三 千 九 兆 百 八 十 四 六 億 千 五 十 三 億		込 募 各 当 も 各 み 限 国 てる の 申 の 度 債 る か 込 の 額 市 。 からの 応 募 の 場 特 所 の 募 額 範 別 囲 ち 額 を 内 参 にお ち 割 り 加 者 いて 募 り 当 者 いて 額 り 当 者 いて 額 る 。 各 申 意 順 次 割 り	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 発 別 行 参 「 加 と 者 い ． う 第 。」 I 非	

